

【令和 8 年 4 月 1 日 やなかケアサービス料金表】

利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は以下の料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔料金表—基本料金 1 割負担、() 内は 2 割負担、【 】 内は 3 割負担・通常時間〕

身体介護	20 分未満	20 分～30 分未満	30 分～1 時間未満	1 時間以上～1 時間 30 分未満	1 時間 30 分～30 分増すごと
	186 円 (372 円) 【558 円】	279 円 (557 円) 【835 円】	442 円 (883 円) 【1,324 円】	647 円 (1,293 円) 【1,939 円】	94 円 (187 円) 【281 円】
生活援助	20 分～45 分未満	45 分以上			
	204 円 (408 円) 【612 円】	251 円 (502 円) 【753 円】			
身体生活	身体介護に引き続き生活援助を行った場合、所要時間 20 分から起算して 25 分を増すごとに上記身体介護に加算する。		生活 1	生活 2	生活 3
			75 円 (149 円) 【223 円】	149 円 (297 円) 【445 円】	223 円 (445 円) 【667 円】

介護予防・日常生活支援総合事業利用料金

〔料金 1 割負担、() 内は 2 割負担、【 】 内は 3 割負担・通常時間〕

項目	単位数	I (週/1 回利用)	II (週/2 回利用)	III (週/3 回利用)
緩和型訪問サービス	273 単位	311 円 (622 円) 【933 円】	622 円 (1244 円) 【1866 円】	933 円 (1866 円) 【2799 円】
緩和型訪問サービス・生活援助	247 単位	281 円 (562 円) 【843 円】	562 円 (1124 円) 【1686 円】	843 円 (1686 円) 【2529 円】
緩和型訪問サービス・同一	246 単位	280 円 (560 円) 【840 円】	560 円 (1120 円) 【1680 円】	840 円 (1680 円) 【2520 円】
緩和型訪問サービス・生活援助・同一	222 単位	253 円 (506 円) 【759 円】	506 円 (1012 円) 【1518 円】	759 円 (1518 円) 【2277 円】

※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。

加算利用料（保険給付の 1 割負担分（ ）内は、2割負担分【 】内は、3割負担

費用	金額	加算単位	内容の説明
初回訪問加算	228 円 (456 円) 【684 円】	200 単位	初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）訪問にかかる加算となります。
特定事業所加算Ⅱ	月の合計単位数に乘じる	所定単位数に 10%を乘じた単位	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 ・利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 ・健康診断等の定期的な実施 ・緊急時における対応方法の明示 ・介護福祉士の占める割合が 30%以上もしくは介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1 級課程修了者の占める割合が 50%以上 ・サービス提供責任者が 3 年以上の実務経験がある介護福祉士かつ 5 年以上の実務経験がある実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1 級課程修了者
生活機能向上連携加算	114 円 (228 円) 【342 円】	100 単位	利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語療法士が、指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し利用者の身体の状態等の評価を共同して行い生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成したに基づく指定訪問介護を行ったときに初回の月以降 3 ヶ月の間、1 月につき所定単位数を加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(令和 6 年 6 月より算定)	月の合計単位数に乘じる	所定単位数に 22.4%を乘じた単位。	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算となります。
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ(令和 8 年 6 月より算定)	月の合計単位数に乘じる	所定単位数に 26.6%を乘じた単位。	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算となります。

同一建物に対する減算	一回の訪問時 単位数より 10%減算	減算率 10%	利用者が居住する住宅と同一建物に所在する事業所でサービス提供を行っている場合に減算となります。
同一建物に対する減算	一回の訪問時 単位数より 12%減算	減算率 12%	前6か月において、利用者が居住する住宅と同一建物に所在する事業所でサービス提供を行っている方が全体の90%を超える場合に減算となります。
緊急時訪問加算	114円 (228円) 【342円】	100単位	緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスを行った際に加算となります。

※同一建物に対する減算は、状況により2種類のどちらかが適用となります。

※各加算は、算定要件を満たしていない場合には算定しません。

※サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

※事業所の体制変更（資格の取得状況やシステムの導入など）に伴い、算定する加算や料金が変更となる場合があります。その際は、事前に対象の利用者様へご説明し、同意をいただいた上で変更いたします。